

安曇野市景観条例（改正素案）

（景観計画に定める事項に関する措置）

第 8 条 景観計画区域は、規則で定めるところにより、次に掲げるエリアに区分するものとする。

- (1) まちなかエリア
- (2) 田園エリア
- (3) 山麓・山間部エリア
- (4) 山岳エリア

2 市長は、前項各号に掲げるエリアのほか、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する土地であって、一体として、よりきめ細かな景観づくりを推進する必要があると認める区域を景観づくり重点地区（以下「重点地区」という。）として定めることができる。

- (1) 農地、集落、街区、別荘地等、景観上の一体性が認められる区域
- (2) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴ある景観を有する区域
- (3) 第 29 条第 1 項に規定する景観づくり住民協定が締結されている区域
- (4) その他市長が認める区域

3 市長は、重点地区を指定、変更又は解除しようとするときは、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 第 1 項各号に掲げるエリア及び第 2 項に掲げる重点地区における法第 8 条第 2 項第 2 号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（以下「行為制限」という。）及び同条第 3 項に規定する良好な景観の形成に関する方針（以下この条において「方針」という。）は、当該エリア（重点地区を定めた場合にあつては、重点地区）ごとに定めるものとする。

5 重点地区において定める方針は、当該地区が該当するエリアの方針と調和の保たれるものでなければならない。

6 重点地区が定められたときは、当該地区が該当するエリアの行為制限に代えて、又は加えて重点地区において定める行為制限を適用する。

(計画提案)

第9条 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第15条第1項の規定による景観協議会並びに第29条第1項の規定による景観づくり住民協定の認定を受けた団体及び第30条第1項の規定による景観づくり市民団体の認定を受けた団体とする。

2 景観法施行令(平成16年政令第398号)第7条ただし書の条例で定める規模は、法第81条第1項の規定による景観協定、重点地区又は景観づくり住民協定の目的となる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。

3 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第12条の規定による判断をするときは、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 前項の提案を行った者は、安曇野市景観審議会に出席し、その提案に関する意見を述べることができる。

5 市民等は、前条第2項の各号のいずれかに該当する区域において、当該区域内で所有権又は借地権を有する者の3分の2以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得て、市長に対し、重点地区の指定又は変更を提案することができる。

[安曇野市景観条例施行規則(改正素案)]

第6条 条例第9条第5項の規定による重点地区の指定又は変更に係る提案は、景観づくり重点地区提案書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 重点地区の区域を示す図面

(2) 条例第9条第5項の規定による要件を満たす同意があることを示す書類(行為の届出等)

(行為の届出及び公表)

第12条 法第16条第1項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、完成予想図、外構図その他の規則で定める図書とする。

4 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令第4条第1号及び第4号に掲げる行為とする。

5 法第16条第1項の規定による届出は、その行為が安曇野市の適正な土地利用に関する条例(平成22年安曇野市条例第28号)第24条第1項の規定による事業承認を受けなければならない場合は、同条例第18条第2項に規定する開発事業の案を提出した後でなければならない。

6 重点地区内で行為を行おうとする場合にあって、第1項の規定により届出をした者は、届出の日の翌日から起算して7日以内に、規則で定めるところにより、その行為に係る事項を記載した標識を予定区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

7 前項の規定による標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長にその設置の完了を届け出なければならない。

[安曇野市景観条例施行規則(改正素案)]

第8条 条例第12条第6項の規定により設置する標識は、景観づくり重点地区内における行為の標識(様式第3号)によるものとし、当該標識の近傍に、当該重点地区に定められた行為制限(数値で定めのある景観づくりの基準に限る。)に適合していることを示す図表を、見やすい方法で掲示しなければならない。

2 条例第12条第7項の規定による届出は、景観づくり重点地区内における行為の標識設置の完了届(様式第4号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 標識の設置場所を明示した図面

(2) 標識の設置状況及び記載内容がわかる写真

3 景観づくり重点地区内における行為の標識は、当該行為に係る工事が完了するまで設置しなければならない。

4 景観づくり重点地区内における行為の標識の設置及び管理に係る費用は、設置者の負担とする。

(事前協議)

第21条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者で、規則で定める大規模行為をしようとする者は、安曇野市の適正な土地利用に関する条例第18条第2項の規定による開発事業の案を提出しようとする日(同条例第38条の規定による特定開発事業に該当する行為にあつては、同条例40条第1項の規定による特定開発事業の素案の提出をしようとする日)の60日前までに、規則で定めるところにより市長と協議をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議があつたときは、当該協議をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による協議があつたときは、安曇野市景観審議会の意見を聴くことができる。
- 4 市長は、良好な景観づくりを行うために必要と認められるときは、第1項の規定による大規模行為をしようとする者に対し、必要な報告を求めることができる。

[安曇野市景観条例施行規則 (改正素案)]

第15条 条例第21条第1項前段の規則で定める大規模行為は、別表第3のとおりとする。

2 条例第21条第1項後段の規定による事前協議の申出は、景観計画区域内における大規模行為事前協議書(様式第10号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

- (1) 行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
 - (2) 行為を行う土地の区域内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
 - (3) 行為を行う土地の区域内における駐車場及び緑地等の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
 - (4) 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺100分の1以上のもの(建築物の建築等又は工作物の建設等を行う場合に限る。)
 - (5) 行為を行う土地及びその周辺の状況を示す写真(2方向以上から撮影したもの)
 - (6) 市長が指示する地点から、建築等をしようとする建築物又は建設等をしようとする工作物の敷地の方向に向かって、その敷地及びその周辺の状況を撮影した写真にその建築物又は工作物の透視図を合成し、その地点からの将来の景観を予想した図面
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書
- 3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

別表 3 (第 15 条関係)

行為の種類	面積又は高さの規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ 20 メートル超又は建築面積 1,000 m ² 超
プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類及び処理施設類の新設、増設、改築又は移転	高さ 20 メートル超又は築造面積 1,000 m ² 超
電気供給等施設等(建築基準法第 88 項第 1 項の規定の適用を受けないものを除く。)の新設、増設、改築又は移転	高さ 20 メートル超。ただし、建築基準法施行令第 138 条第 1 項第 2 号の括弧書きの規定で除かれるものを除く。
プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類、電気供給等施設等以外の工作物(建築基準法第 88 項第 1 項の規定の適用を受けないものを除く。)の新設、増設、改築又は移転	高さ 20 メートル超
建築物の建築等又は工作物の建設等の用に供する(宅地の用に供するものを除く。)土地の形質の変更	面積 5,000 平方メートル超

(景観重要眺望点の指定等及びこれに係る手続)

第28条 市長は、特に良好な眺望景観を享受することができる場所を景観重要眺望点として指定し、当該景観重要眺望点から視認される範囲で、該当するエリアの行為制限に必要な基準を加えることができる。

2 市長は、景観重要眺望点を指定又は解除しようとするときは、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、景観重要眺望点を指定又は解除したときは、その旨及び規則で定める事項を告示しなければならない。

4 市長は、景観重要眺望点の指定又は解除があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置（解除の場合にあっては撤去）しなければならない。

[安曇野市景観条例施行規則（改正素案）]

第21条 条例第28条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定番号及び指定（解除する場合にあっては解除）の年月日

(2) 景観重要眺望点の名称

(3) 景観重要眺望点の所在地及び範囲

(4) 景観重要眺望点の所有者及び管理者の氏名及び住所

(5) 景観重要眺望点からの視対象（良好な眺望景観）の写真及びその概要

2 条例第28条第4項の規定による標識には、前項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、同第5号にあっては、通信端末機器を用いて当該事項を閲覧できる二次元バーコードを標識に表示する場合は、これを省略することができる。